# 修正申告等のアドバイス業務発注に関する誓約書

小林 雅範 (以下「発注者」という。) は、 <u>AXIS 株式会社</u> (以下「受注者」という。) に、次の通り誓約する。

下記に定める業務を発注することに関する誓約とし、

本誓約の有効期間中、発注者と受注者間のその都度締結される個別発注に適用される。

#### 第1条(アドバイス業務の内容)

- 1 発注者は、以下のアドバイス業務(以下「本件業務」という。)を受注者に依頼し、受注者はこれを受けアドバイスを提供する。
  - (1) 個人の確定申告及び修正申告の方法の助言と支援
- (2) 個人の確定申告及び修正申告に必要な書類の作成方法の助言と支援
- (3) 上記に関する提携パートナーの紹介斡旋
- (4) その他上記の内容に関係する会合や集まりの情報
- (5) その他上記各号に付随する一切の業務
- (6) 上記の実行する為の代理人となる
  - ① 依頼は、発注者から受注者に対し電子メール及び SNS 等にて意思表示することにより申し込み、 受注者が発注者に対し、承諾の意思表示を発注書や誓約書などの書面又は電子メール及び SNS にて発 送した時点で成立する。
  - ② 受注者は、本件業務の遂行場所を自由に決定することができる。
  - ③ 発注者は必ず本誓約書を受注者に提出もしくは提供しなければならない。
- 2 発注者は、前項に基づく受注者による提案の採否は自らの責任で行うものとし、受注者は提案内容に関し、一切の保証および責任を負わないことを、発注者は確認する。

## 第2条(善管注意義務)

受注者は、本件業務を発注者の要望に応え、善良な管理者の注意をもって行うこととし、発注者と受注者双方と もの信用を傷つける行為及びその他不信用な行為を一切行わない。

## 第3条 (誓約の期間)

本誓約の有効期間は、契約締結日より、一年間とし自動更新されるものとする。

但し、受注者はこの期間中に各業務を実施し、個別の事柄に関しては都度発注するものとする。

双方から異議がなされない場合、本誓約は同一条件にてさらに一年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

終了原因の如何にかかわらず、本誓約終了後も本条及び第7条、第11条、第12条の定めは有効に存続するものとする。

本誓約が終了した場合であっても、その終了前に成立した個別発注については、終了事由に該当しない限りその 有効期間中存続し、その限りにおいて本誓約の定めがなお有効に適用されるものとする。

なお中途解約を行う場合は発注者が受注者に中途解約金100万円を支払うものとする。

この中途解約においておこる受注者及び関連する第三者の損害は、発注者が全責任をもって賠償するものとし、受注者及び関連する第三者との係争や紛争についても発注者が全責任をもって解決を行うものとする。

#### 第4条(報酬)

発注者は受注者に対し、発注書による本件業務の報酬として下記の料金を期日内で支払うものとする。

- ① 発注後1週間以内 申告一ヶ年分 金50,000円(税抜)振込手数料、送金経費は別途 複数年の申告の場合はその年数分必要
- ② 成果報酬として、申告によって得られる対価の20%を支払う

発注者は、受注者に対し、発注書及び個別発注に定める支払期限までに、受注者の別途指定する送金の方法により前項の報酬を支払う。

なお、振込送金の場合の振込手数料及び手渡しの場合の期日到来前に支払いを行う際のそれに係る交通費や経費は、発注者の負担とする。

本件業務の遂行にあたって交通費、通信費その他の費用が発生した場合には、受注者の事前の告知により、本件業務の遂行に必要な費用である経費については発注者が負担するものとし、受注者による負担が無き様、発注者が事前に提供もしくは負担するないし、清算を速やかに行うものとする。

発注者が発注又は個別発注に基づく金銭債務の支払を怠ったときは、年 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金を受注者に支払う。

#### 第5条(通知義務)

発注者及び受注者は、以下の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面又は電子メール及び SNS にて通知しなければならない。

- ① 個人及び法人の名称又は商号の変更
- ② 振込先指定口座の変更
- ③ 代表者の変更
- ④ 個人及び法人の本店や主たる事業所の所在地又は住所の変更と、その連絡先の変更

#### 第6条 (再委託)

受注者は、発注者の承諾を得ることなく、本件業務の全部又は一部を発注者の承諾を得ることなく第三者に再委託することができる。この場合、受注者は、発注者に対し、当該第三者の選任及び監督に関しての責任を負うものとする。

## 第7条(機密保持)

- 1 発注者及び受注者は、互いに発注に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、その他一切の業務上の秘密情報(本契約の内容を含む。)につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び譲渡等の処分を行ってはならず、また、第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものと証明できる場合はこの限りではない。
- (1) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの、又はその後自らの責めによらず公知公用になったもの。
- (2) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び取得する以前に既に知得していた情報。
  - (3) 取得した後に自己の責によることなく、公知、公用となった情報。
  - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。

- (5) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。
- (6) 独自に開発した情報
- 2 前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

## 第8条(成果物)

- 1 受注者が本件業務遂行にあたり作成して発注者に提供する情報、ノウハウ、方法、スキーム、書面(以下「成果物」という)及びそれに関連するものの著作権、その他の知的財産権は、すべて受注者に属するものとする。
- 2 受注者は、第5条の機密保持条項に反しない限度で、発注者以外の第三者に対して成果物を提供する等して使用することができる。
- 3 受注者は発注者に対し、発注者の事業活動に必要な範囲でのみ、成果物を使用することを許諾する。

#### 第9条(契約解除)

1 発注者又は受注者において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は違約金請求および損害賠償請求を妨げない。

- (1) 故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず是正を行わないとき
- (2) 本契約に違反したとき
- (3) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (4) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき
- (6) その他各号に類する不信用な事実があるとき
- (7) その他、委託者が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと受託者が認めたとき
- 2 発注者が、前項各号のいずれかに該当した場合、発注、個別発注その他の発注者と受注者の間で締結されたことから生じる一切の債務について期限の利益を失い、発注者は受注者に対し、その時点において発注者が負担する一切の債務とそれに係る損害額を直ちに一括して弁済しなければならない。

#### 第10条(暴排条項)

発注者及び受注者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

- (1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。
- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- (5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。
  - 1 暴力的な要求行為

- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 5 その他本号1から4に準ずる行為

## 第11条(違約金および損害賠償責任)

発注者又は受注者が、故意又は過失によって本誓約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に違約金を支払うとともに現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。なお、この場合における違約金は100万円で、賠償額は損害の発生にかかる個別発注等に基づき受注者が発注者と締結した本件業務に対する報酬の50倍の金額を基準額とする。

## 第12条(紛争解決)

- 1 本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。
- 2 発注者及び受注者は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし、本誓約の準拠法は日本法とする。
- 3 万が一協議の整わざる場合は、大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結し成立した証として本書を作成し、各自記名捺印の上、1通を受注者のみが保有する。 もしくは、本書の電磁的記録を作成し、発注者および受注者が合意の後電子署名を施し、その電磁的記録を受注 者のみが保管する。

2021年 11月 6日

#### 発注者

住所及び所在地 〒673-0871 兵庫県明石市大蔵八幡町 11-3 氏名 小林 雅範 連絡先 090-1964-8289

## 受注者

住所及び所在地 大阪府門真市沖町 17-22 氏名 AXIS 株式会社代表取締役 石田 敏彦 連絡先 070-4007-8394